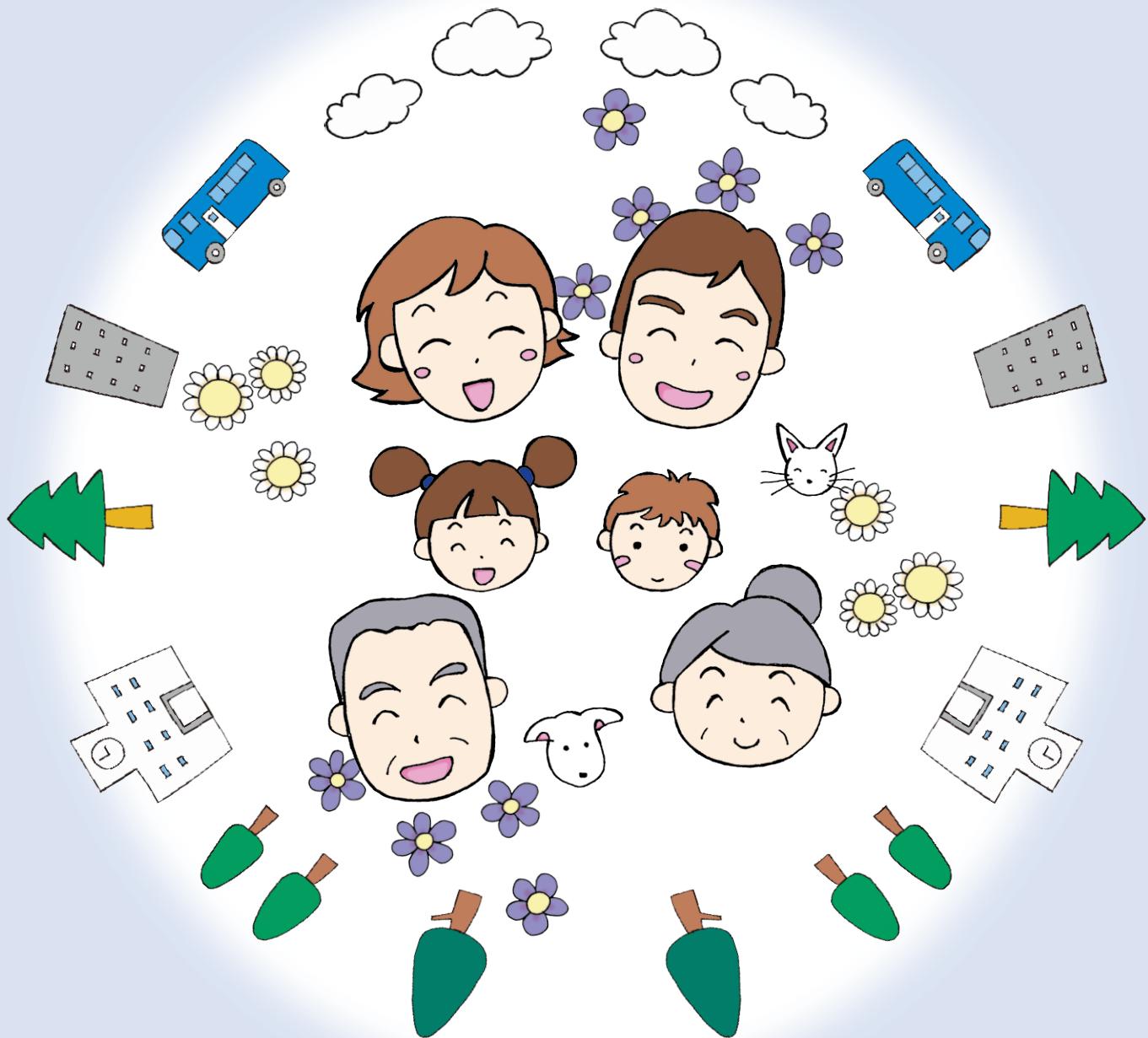


第4次越前町地域福祉計画 第4次越前町障がい者計画

概要版



■ 地域福祉計画について

住みなれた地域の中で子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、すべての人が自分らしく安心した生活が送れるように、行政・事業者・町民の役割や取組みについて、基本的な方針を定めるものです。

■ 障がい者計画について

地域における障がいのある人の状況をふまえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画です。

■地域福祉計画策定にあたって

«計画の趣旨»

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる問題を抱えるなど「複合化」しています。

複合化した課題については単一の制度のみでは解決が困難であり、包括的に支援していくことが必要です。

国は、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係としてではなく、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、取組みを進めています。平成29年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立により、社会福祉法が改正され、市町村による地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本町では、平成29年3月に「第3次越前町地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策を進めてきました。第3次計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、これまでの取組みを評価するとともに、町内の地域福祉活動の現状をふまえながら、より実効性のある施策を展開するために「第4次越前町地域福祉計画」を策定しました。

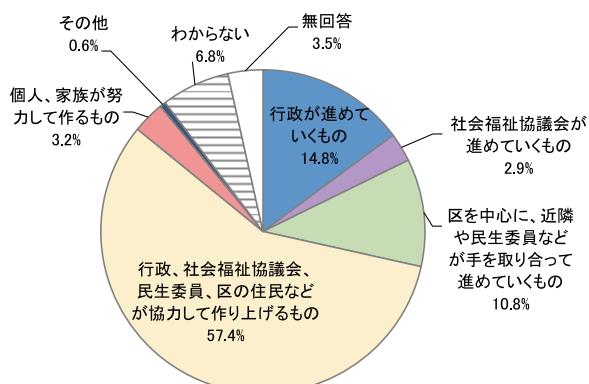
アンケートからみる町民意識

令和3年7月に本町にお住まいの18歳以上の方（1,500人）を対象に「地域福祉計画」策定に関するアンケートを実施し、660人の方から回答がありました。

「地域福祉」は、右のグラフのように「行政、社会福祉協議会、民生委員、区の住民などが協力して作り上げるもの」と考える回答者が約6割を占めています。

また、地域での住民活動への参加に関するアンケートでは「負担にならない程度で参加したいと思う」が約6割で最も高く、「地域の活動には積極的に参加したいと思う」（13.8%）を加えると、全体の4分の3の回答者が「参加したい」と考えています。

■ 地域福祉に対しての思い

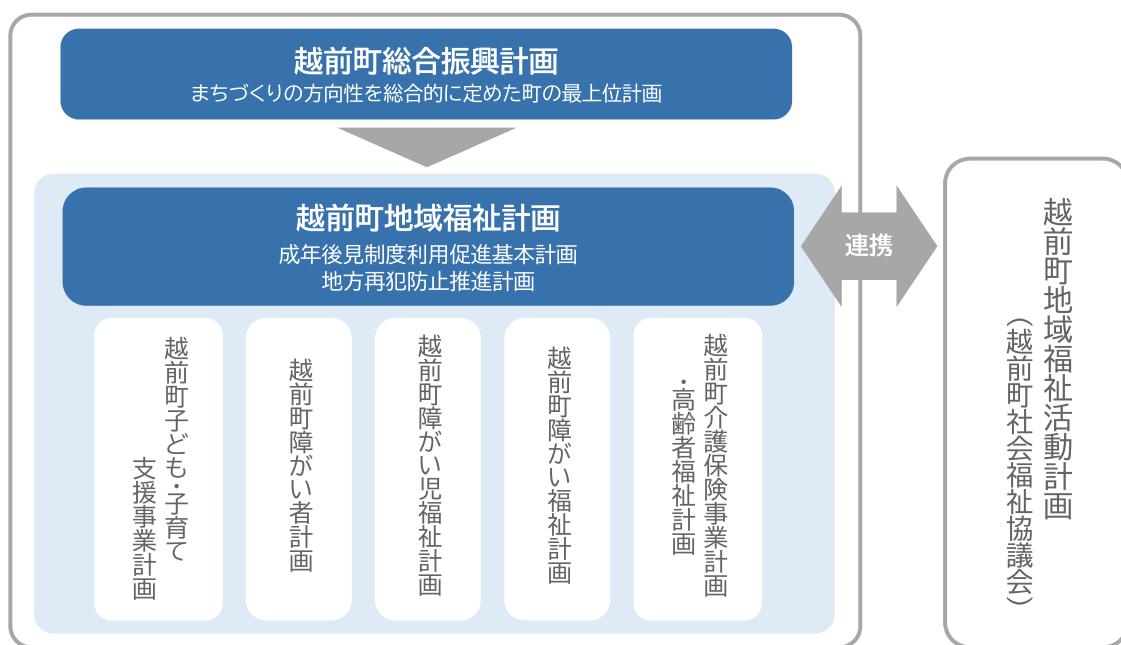


«計画の位置づけと期間»

越前町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

また、町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」など、目標を共有している計画と連携をとりながら推進していきます。

本計画は、成年後見制度※の利用の促進に関する法律第23条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」を兼ねるものとします。



計画の開始年度を令和4年度とし、目標年度を令和8年度とする5ヶ年計画です。

また、第二次越前町総合振興計画後期基本計画と連動し、SDGs※の17のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。



※成年後見制度…判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人などが行うしくみ。

※SDGs…持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

■基本構想

基本理念

人のつながりを大切にし、
お互いに助けあう
思いやりのまち



基本目標

1 地域福祉を支える人づくり

「支える側」と「支えられる側」に分かれて考えるのではなく、地域住民一人ひとりが自らも地域社会を支える構成員の一人であることを自覚し、身近な地域福祉活動や共感できるボランティア活動などに積極的に参加することが重要です。

ボランティア活動者の確保、地域における福祉活動の中核となる担い手の育成、当事者組織※の育成・支援を通して、生きがいを持ち、共に支えあいながら自分らしく活躍する人づくりを目指します。



2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり

地域での安心した暮らしには、思いやりをもって人とのつながりを深めるとともに、地域住民による温かい見守りや支えあいが必要です。

住民主体の地域福祉活動の促進や誰にでも優しいまちづくり、災害に備えた体制の整備、自立した生活を支えるしくみの整備を通して、誰もがその人らしく幸せな生活を送ることができる地域づくりを目指します。



3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

住みなれた地域で暮らす中で誰にでも困りごとや問題を抱かえる可能性があるため、すべての人と適切に必要な支援を結びつけることが重要です。

包括的な支援体制の整備や福祉サービスの質の向上を通して、地域に住むすべての人が安心して福祉サービスが利用しやすい環境を目指します。



※当事者組織…同じような経験や境遇を持った人たちが集まり、支えあっている組織のこと。

■基本計画

基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

●町民・地域全体に取組んでほしいこと

施策と施策の展開	町民の取組み内容	地域全体での取組み内容
<p>(1) ボランティア活動者の確保</p> <p>①福祉教育・啓発活動の充実 ②ボランティアの育成 ③ボランティアコーディネート機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●思いやりの心を育むように努めましょう。 ●積極的に福祉について学び、理解を深めましょう。 ●ボランティアやNPO活動に関心を持ちましょう。 ●ボランティアセンターが開催するボランティア講座に積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の活動を通じて、人を思いやる心を地域に広げましょう。 ●福祉に関する講演会や講座などを開催し、福祉教育を進めましょう。 ●地域をあげてのボランティア活動を積極的に行いましょう。
<p>(2) 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成</p> <p>①地域福祉活動の担い手の育成 ②民生委員・児童委員への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での民生委員・児童委員の活動や福祉活動の重要性について理解しましょう。 ●地域福祉活動に積極的に参加・協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での民生委員・児童委員の活動を周知しましょう。 ●地域住民に、地域福祉活動への参加を積極的に呼びかけましょう。 ●地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めましょう。
<p>(3) 当事者組織の育成・支援</p> <p>①当事者組織の育成・支援 ②当事者参画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者組織の重要性について理解しましょう。 ●当事者組織の活動に積極的に協力しましょう。 	

●目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
福祉教育の実施小中校数	5校	8校
社会福祉啓発事業の実施小中校数	11校	全小中学校
福祉に関する講座の参加者数	258人	300人
ボランティア登録者数	4,719人 (R2実績)	5,000人
ボランティア活動経験者の割合 (地域福祉計画アンケート調査)	46.8%	60.0%
地域コミュニティ運営委員会と 町及び各種団体との情報交換会の開催数	0回	6回
地域福祉活動に関する研修会の開催数	0回	4回

基本目標 2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり

●町民・地域全体に取組んでほしいこと

施策と施策の展開	町民の取組み内容	地域全体での取組み内容
(1) 住民主体の地域福祉活動の促進 ①つながりのしくみづくり ②支えあい意識の啓発 ③地域の見守り活動の促進 ④要支援者※1への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所に住む人を知り、声かけを心がけましょう。 ● 地域の活動に積極的に参加しましょう。 ● 地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。 ● 隣近所の異変に気がついたら、民生委員・児童委員や行政に連絡しましょう。 ● 虐待や認知症、障害などに関する理解を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の困りごとについてみんなで話し合える場を持ちましょう。 ● 世代を越えて、楽しく参加できるイベントや祭りなどの季節の行事を開催しましょう。 ● 区長と民生委員・児童委員などが連携して、生活上のちょっとした困りごとを支援するしくみづくりを進めましょう。 ● 支援を必要としている人に適切な相談窓口の連絡や紹介をしましょう。 ● 虐待や認知症、障害などに関する正しい知識と理解を得ることができる研修会を開催しましょう。
(2) 誰にでも優しいまちづくり ①施設などのユニバーサルデザイン※2化、バリアフリー化の推進 ②人権教育・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近に支援を必要とする人がいることを理解しましょう。 ● 積極的に人権について学び、理解を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関する講演会や講座などを開催し、人権教育を進めましょう。 ● 当事者（高齢者や障がい者、子育て家族など）との交流を通して相互理解を進めましょう。
(3) 災害に備えた体制の整備 ①避難行動要支援者への支援 ②地域ぐるみの防災・防犯活動の充実 ③感染症対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「越前町災害時要援護者制度※3」について理解を深めましょう。 ● 地区の防災訓練などには積極的に参加し、日頃から災害時の備えをしましょう。 ● 日頃から隣近所で積極的に防犯に関して声をかけあいましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の避難場所や危険な場所、犯罪についての情報を地域住民で共有しましょう。 ● 自主防災組織を立ち上げ、防災訓練を行うなど地域の防災体制を整えましょう。 ● 区や民生委員・児童委員が協力して、避難行動要支援者を把握しましょう。
(4) 自立した生活を支えるしくみの整備 ①生活困窮者の自立支援 ②成年後見制度の利用促進 ③再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度について理解しましょう。 ● 社会を明るくする運動を理解し、積極的に参加しましょう。 	

※1 要支援者…支援を要する地域住民のこと。

※2 ユニバーサルデザイン…バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していくのに対し、ユニバーサルデザインは、障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指す考え方。

※3 越前町災害時要援護者制度…ひとり暮らし高齢者や障がい者などが、災害時における支援を地域の中で受けられるよう、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進するための制度。

●目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
介護予防センターによる「つるかめ体操教室」の開催数	452 回 (R2 実績)	2,400 回
「ふれあいサロン」の開催数	157 回 (R2 実績)	350 回
人権教育に関する研修・教室の開催数	23 回	30 回
自主防災組織数	66 組織	70 組織
感染症対策に関する研修の開催数	0回	4回
生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の相談受付件数	21 件 (R2 実績)	30 件
成年後見制度に関する研修の開催数	0回	4回

基本目標 3 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

●町民・地域全体に取組んでほしいこと

施策と施策の展開	町民の取組み内容	地域全体での取組み内容
(1) 包括的な支援体制の整備 ①情報提供の充実 ②身近な地域での相談体制の充実 ③課題解決のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●自分や周りの人に必要となる情報や各種相談窓口に関する情報の収集に努めましょう。 ●一人で悩まず、身近な相談窓口に相談しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所で悩みを抱えているには、積極的に相談窓口を紹介しましょう。

●目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
越前町の福祉サービス・施設について「情報と知識がある」の回答割合 (地域福祉計画アンケート調査)	44.0%	80.0%
相談相手となる「町の相談窓口や職員」の回答割合 (地域福祉計画アンケート調査)	6.1%	20.0%
子育て支援アプリ(えちぜんっこアプリ)の登録者数	266 人	500 人



■障がい者計画策定にあたって

«計画の趣旨»

本町では、平成29年3月に「地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち」を基本理念とした「第3次越前町障がい者計画」を策定し、福祉、教育、雇用、保健・医療、生活環境の整備など各分野の施策を推進してきました。

今回、第3次計画の期間が令和3年度をもって終了することから、制度改革の方向性を見据えながら、施策の進捗状況や障がいのある人のニーズなどをふまえた「第4次越前町障がい者計画」を策定しました。

«計画の位置づけと期間»

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者基本計画」として策定するものです。

「第二次越前町総合振興計画」の理念に基づくとともに、福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめとする関連計画と整合性を図りながら、障がいのある人に関する個別計画として、具体的な取組みの方針を表します。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標（SDGs）では、2030年までに誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指すこととしており、障がい者（児）も含めた共生社会を目指した目標となっています。本計画においてもSDGsをふまえた取組みを進めます。

第4次計画は、計画の開始年度を令和4年度とし、目標年度を令和8年度とする5ヶ年計画とします。

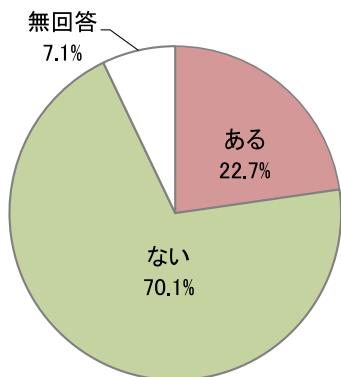
アンケートからみる障がいのある人の意識

令和3年7月に本町にお住まいの障がいのある人 1,268 人（施設入所者を除く）を対象に実施し、686 人の方から回答がありました。

地域の障がい者に対する理解について
は、「深まっていない」と考える回答者が3割となっています。

右のグラフのように、障がいや病気が
あるために差別を受けたり、いやな思い
をしたことが「ある」と答えた人も2割
となっています。

■ 差別や偏見を感じたことの有無



■基本構想

基本理念

地域でともに安心して、自分らしく、生きがいをもって暮らせるまち

基本目標

1 主体的に参加・活動できる地域づくり

障がいのある人が生きがいをもって地域生活を送るためには、一人ひとりがもてる能力を最大限に活かして自己実現や社会貢献をしていくことが重要です。

そのため、人権・権利擁護の推進と差別の解消、子どもと家族への支援の推進、雇用・就労の充実と社会参加の促進を通して、障がいのある人一人ひとりが主体性を發揮し、希望に応じて社会活動に参加できる地域を目指します。



2 健やかで安心して生活できる地域づくり

障がいのある人もない人も地域で快適に安心して暮らしつづけるためには、地域での自立した生活を支えるサービス基盤を整え、ハード・ソフト両面でのバリアを取り除くことが必要です。

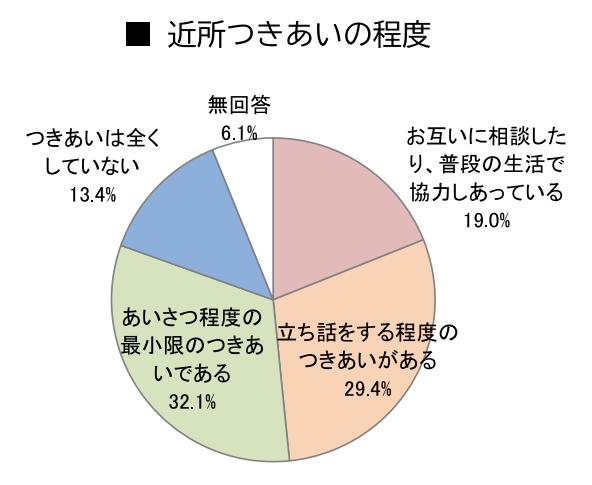
そのため、地域での安心・安全活動の推進、生活支援や福祉サービスの充実を通して、障がいのある人が地域住民の一員として安心して暮らすことのできる地域を目指します。



アンケートからみる障がいのある人の意識

地域福祉計画での町民アンケート調査では、「つきあいは全くしていない」が2.4%でしたが、障がい者計画でのアンケート調査では右のグラフのように1割を超えており、近所つきあいが難しいことがうかがえます。

地域や社会に積極的に参加できるようになるため大切なこととして、「障がい者が参加しやすい機会をつくる」や「地域の人々が障がい者を受け入れるよう、障がい者に対する理解を深める」が求められています。



■基本計画

基本目標 1 主体的に参加・活動できる地域づくり

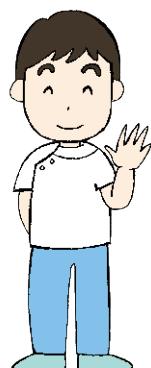
- (1) 人権・権利擁護の推進と差別の解消
①障がいをもつ人の人権・権利擁護の推進、差別の解消 ②虐待防止の推進
- (2) 子どもと家族への支援の推進
①切れ目ない支援の推進 ②早期発見・早期療育の推進・発達支援の充実
③保育・教育の充実
- (3) 雇用と就労の充実
①就労支援体制の拡充 ②就労支援の推進
- (4) 社会参加の促進
①地域でのスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実 ②移動手段の確保
③コミュニケーション支援の充実

●目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域の障がい者に対する理解について 「深まっている」の回答割合 (障がい者アンケート調査)	26.0%	50.0%
ことばおよび発達相談件数	60 件	100 件
越前町役場の障害者法定雇用達成率	100.0%	100.0%
手話奉仕員養成講座の受講者数	8名	12名

基本目標 2 健やかで安心して生活できる地域づくり

- (1) 地域の安心・安全活動の推進
①緊急時・防災対策の強化 ②防犯対策の充実
- (2) 地域での生活支援の充実
①相談・情報提供体制の充実 ②ボランティア活動の推進
③ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
- (3) 福祉サービスの充実
①地域生活を支えるサービスの充実 ②健康・医療サービスの充実



●目標指標

指 標	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
災害時避難行動要支援者名簿における 個別避難計画策定率	0%	100.0%
障害について学ぶ研修の開催数	0回	1回
心をいやす相談会開催数	12回	12回
広報誌等による相談機関の情報提供回数	1回	2回



■町民・事業者・町の協働による計画の推進

計画を推進するためには、町民、事業者、町の役割を明確にし、それぞれが地域社会の一員としての特性と能力を活かしながら、連携・協働して取組むことが必要です。

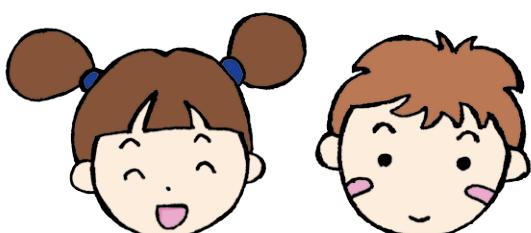
町民は、みんなで支えあい、助けあう福祉のまちづくりの主体として、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることを自覚することが大切です。そして、地域福祉の担い手として『町民・地域全体に取組んでほしいこと』に示した活動に積極的かつ主体的に参加することなどが求められています。

事業者は、福祉サービスを供給する主体として町民の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質の確保、利用者保護、事業やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携に取組むことが重要です。また、地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、事業者がもつ人材やノウハウなどを活かした相談活動を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

地域福祉の推進にあたっては、町には町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。特に、町民および事業者が地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供などの支援を行うとともに、連携・協働体制を構築します。

■地域福祉計画・障がい者計画の推進体制の確立

計画を着実に推進するためには、計画の進行を管理する体制を確立することが大切です。そこで「重点的に取組む事項」などに関連する施策や目標指標の進捗状況を把握し、評価・検証を行い、改善につなげていきます。評価結果については、広報誌やホームページなどを通じ公表していきます。



第4次越前町地域福祉計画・第4次越前町障がい者計画 概要版

発行者：越前町



所 在 地：〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1
電 話：0778-34-1234(代表) F A X：0778-34-1236

